

甲賀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

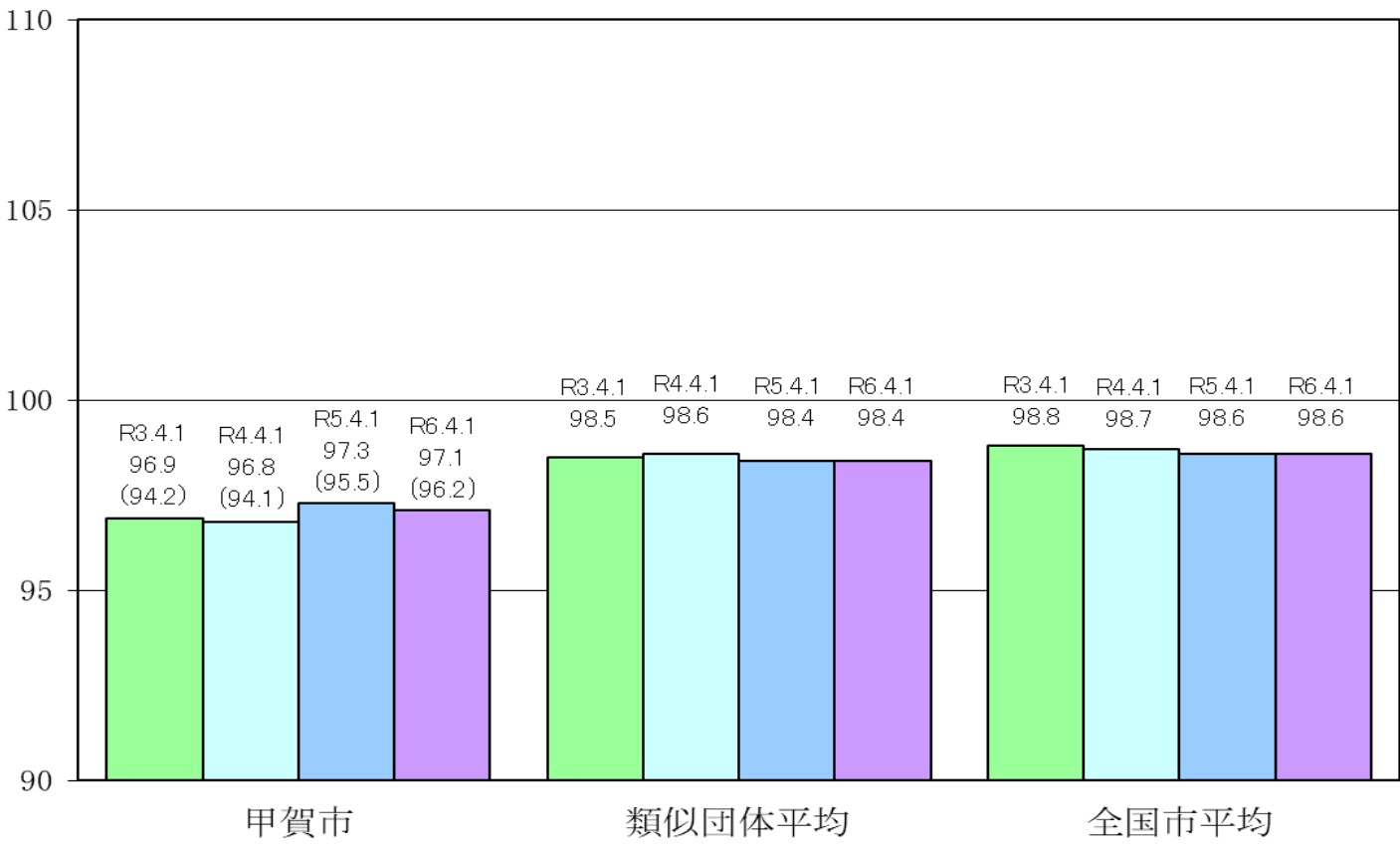
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 88,493	千円 44,473,326	千円 2,042,067	千円 7,552,187	% 17.0	% 17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 652	千円 2,541,439	千円 632,330	千円 1,038,982	千円 4,212,751	千円 6,461	千円 5,922

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成２７年４月１日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準６％に対し、甲賀市においても６％に改定。

(実施時期) 平成２７年４月１日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成２７年４月１日時点は１％、給与改定後も１％、平成２８年４月１日から３％、令和５年４月１日から４％、令和６年４月１日から５％を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28～令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	０％	２％	４％	６％	６％	６％
甲賀市の支給割合	０％	１％	１％	３％	４％	５％

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に平成２７年４月１日に見直しを実施。単身赴任手当について、国と同様に平成２８年４月１日に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
甲賀市	42.6 歳	319,742 円	412,621 円	367,233 円
滋賀県	41.7 歳	316,992 円	415,375 円	360,809 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.8 歳	316,920 円	385,423 円	350,499 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
甲賀市	51.8 歳	10 人	272, 270 円	311, 900 円	288, 509 円	—	—	—	—
	うち用務員	3 人	269, 233 円	295, 683 円	282, 695 円	運搬・清掃 包装等従事者	49.1 歳	244, 800 円	1. 21
滋賀県	53.0 歳	80 人	307, 285 円	351, 528 円	334, 829 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1, 829 人	288, 144 円	—	330, 553 円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	20 人	300, 573 円	331, 686 円	314, 882 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
甲賀市	— 円	—	—
うち用務員	4,380,691 円	3,297,300 円	1.33

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3年～5年の3カ年平均)。
※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
甲賀市	— 歳	— 円	— 円	— 円
滋賀県	39.3 歳	350,845 円	406,603 円	— 円
類似団体	40.6 歳	309,978 円	348,617 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		甲 賀 市	滋 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	205,264 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	173,318 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	159,500 円	166,320 円	— 円
	中 学 卒	147,100 円	153,339 円	— 円
(幼稚園)教育職	大 学 卒	191,800 円	229,229 円	— 円
福 祉 職	短 大 卒	179,100 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

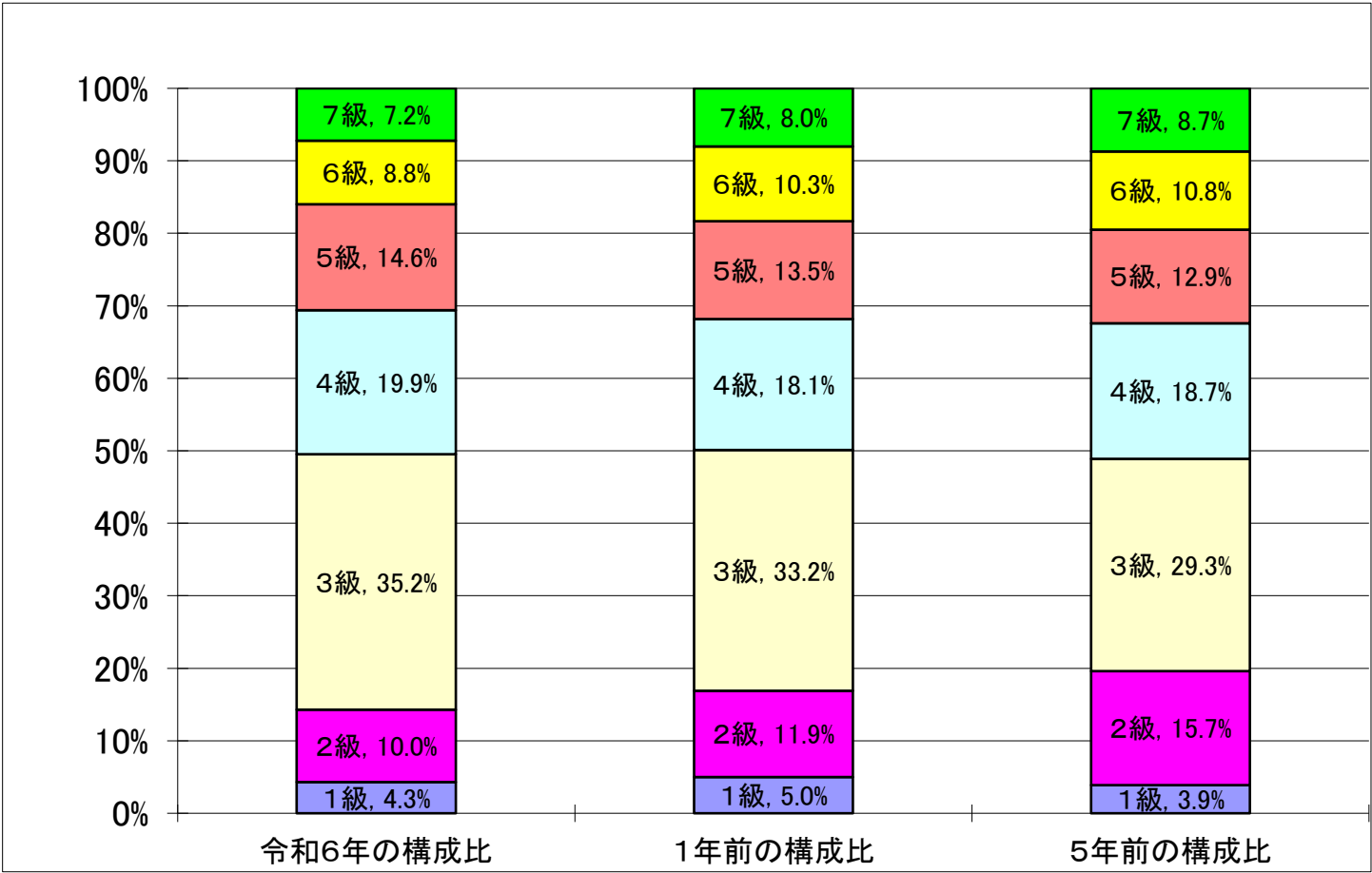
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	257,700 円	335,027 円	372,487 円	397,300 円
	高 校 卒	225,600 円	— 円	— 円	378,700 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	275,600 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
(幼稚園)教育職	大 学 卒	255,975 円	321,700 円	— 円	— 円
福 祉 職	短 大 卒	238,533 円	309,280 円	339,967 円	378,780 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

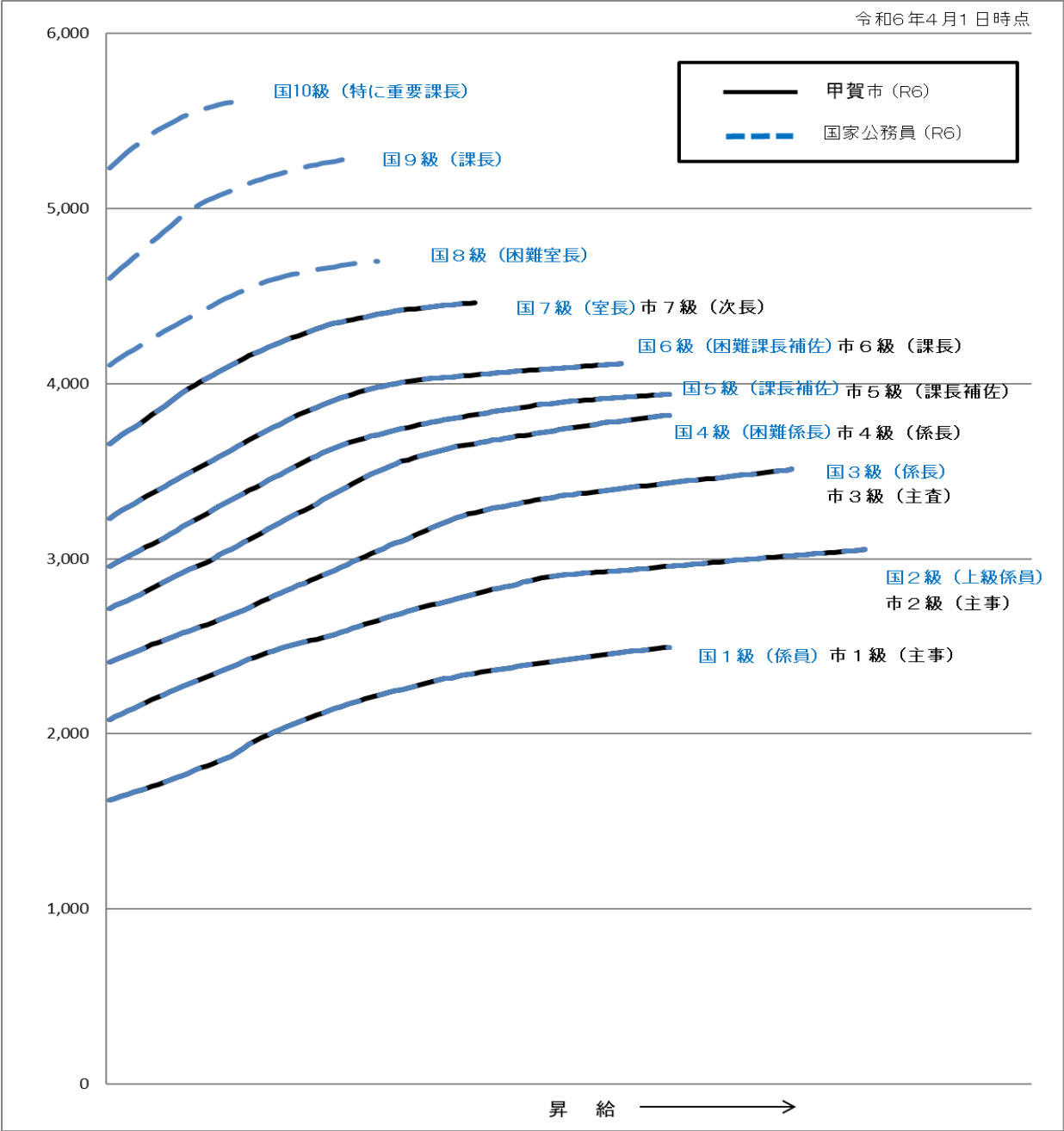
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事級の職務	22人	4.3%	162,100円	249,400円
2 級	経験を必要とする主事級の職務	51人	10.0%	208,000円	305,200円
3 級	主査級の職務	180人	35.2%	240,900円	351,000円
4 級	係長級の職務	102人	19.9%	271,600円	382,000円
5 級	課長補佐級の職務	75人	14.6%	295,400円	394,000円
6 級	課長級の職務	45人	8.8%	323,100円	411,300円
7 級	(1) 次長級の職務 (2) 部長級の職務	37人	7.2%	365,500円	446,200円

(注) 1 甲賀市職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ 人事評価を実施していない	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

甲賀市	滋賀県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,554 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,727 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 15 % 、 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 10～25 %

(注) () 内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

甲賀市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 職員の区分に応じて調整額を加算 退職時特別昇給 なし 1人当たり平均支給額 9,085 千円 22,456 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく□退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			119,458 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			152,955 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
甲賀市	5 %	781 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			96.2
(ラスパイレース指数)			97.1

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			41,719 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			231,767 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			23.0 %	
手当の種類（手当数）			17	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅病死亡人取扱手当	各支所及び福祉担当職員	行旅病人及び同死亡人の処置作業	0 千円	1回 1,000円
防疫作業従事手当	農林、環境及び保健関係担当職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症の付着した物件の処理作業に従事したとき、又は感染症菌を有する家畜若しくは感染症菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業及び患者に接する業務	1,031 千円	1回 500円 (特例) 新型コロナウイルス感染症に対する緊急的な措置・作業 1日 3,000円 4,000円(長時間の場合)
特殊な現場作業に従事する職員の勤務手当	各支所、農林、道路管理、環境及び下水道等担当職員	塵埃処理作業、塩素ガス取扱作業、下水道処理施設での作業、高所作業、犬猫等死体処理等の特殊な現場作業	26 千円	1日 500円
往診訪問診察手当	病院等に勤務する医師	往診・訪問診察を行ったとき	116 千円	1回 2,000円
研究手当	病院等に勤務する医師	医術研究	3,600 千円	月額 100,000円限度
夜間看護等手当	病院等に勤務する看護職員及び介護職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護、介護等の業務	8,638 千円	時間により 7,000円以下
放射線取扱手当	病院等に勤務する放射線技術者	レントゲンなどの操作業務	219 千円	月額 6,000円限度
危険作業手当	病院等に勤務する看護職員、検査技師及び介護職員	細菌、血液疾患などによる感染危険を伴う業務	1,969 千円	月額 10,000円限度
医療従事業務手当	病院等で勤務する医師	救急患者受け入れ、入院患者の症状急変などのために出勤し勤務に従事したとき	10,680 千円	月額 200,000円限度
出張診療等従事手当	病院等で勤務する医師	へき地診療や巡回診療等出張診療に従事したとき	3,341 千円	月額 100,000円限度
手術手当	病院等で勤務する医師	手術を行ったとき	2 千円	1件 15,000円
麻酔手当	病院等で勤務する医師	麻酔施用したとき	0 千円	1件 3,000円
死後処置手当	病院等で勤務する看護職員等	患者の死亡後の処置	73 千円	1件 1,000円
待機手当	病院で勤務する職員	自宅待機を命じられた場合	956 千円	医師 1回 4,000円以下 医師以外 1回 2,300円以下
年末年始勤務手当	病院等で勤務する職員(事務処理等は除く)	年末年始に勤務した場合	390 千円	1回 5,000円限度
呼び出し手当	病院等で勤務する職員	救急患者の受け入れ手術、入院患者の病状急変等のため呼び出しを受け出勤し業務に従事した場合	6 千円	医師 1回 3,000円 医師以外 1回 1,100円
保育士等臨時手当	保育園及び幼稚園に勤務する職員	新型コロナウイルス感染症への対応と少子化への対応が重なる最前線において働く方々の処遇改善のため、保育園及び幼稚園に勤務する職員に支給	10,656 千円	月額 9,000円以下

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	245,636 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	428 千円
支給実績（令和4年度決算）	249,168 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	435 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 子 10,000円 子以外（配偶者・父母等） 6,500円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ	—	70,318 千円	246,729 円
住居手当	月額 16,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給する。 [支給額] （貸家・貸間居住者） 家賃額に応じて支給 最高限度月額 28,000円	同じ	—	29,981 千円	272,547 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、又は自動車等を使用する職員若しくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額]			61,296 千円	88,963 円
	（交通機関等利用者） 運賃相当額を支給（原則6か月の定期券を基礎とする額により支給） 最高限度額 55,000円	同じ	—		
	（交通用具使用者） 自動車等の通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円 駐車場等利用料金の1/2（上限3,000円）	異なる	駐車場等利用 料金支給なし		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額] 給料表、職階別の定額 49,200円～117,100円	同じ	—	151,134 千円	699,692 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給する。 [支給額] 医療職給料表(1)の適用を受ける医師 月額414,800円を上限に、採用の日からの経過期間に応じて通減した額を支給	同じ	—	32,117 千円	4,588,115 円
単身赴任手当	公署を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。 [支給額] 月額 30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合、8,000円～70,000円を加算	同じ	—	1,170 千円	390,000 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始に勤務することを命ぜられた職員に支給する。 [支給額] 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の135を乗じて得た額	同じ	—	1,486 千円	17,268 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額] 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ	—	4,609 千円	78,115 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]			18,679 千円	66,710 円
	(1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁舎内の監視を目的とする勤務 1回 4,600円 (5時間未満は2,300円)	異なる	1回 4,400円		
	(2) 入院患者の病状の急変及び救急外来患者等に対処するための医師の宿日直勤務 1回 40,000円	異なる	1回 21,000円		
	(3) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 1回 20,000円	異なる	1回 21,000円		
	(4) 救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療業務及び事務処理等のための当直勤務 1回 6,200円	異なる	1回 6,000円		
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額] 勤務1回につき6,000円～10,000円 ただし、勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	異なる	勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	209 千円	8,709 円
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給する。 [支給額] 勤務1回につき3,000円～5,000円	同じ	—		

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長 副 市 長	867,000 円 722,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
			1,053,000 円／	686,000 円
			870,000 円／	623,500 円
報 酬	議 長	450,000 円	629,000 円／	376,900 円
	副 議 長	390,000 円	575,000 円／	309,700 円
	議 員	350,000 円	522,000 円／	286,600 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合)		
		3.4 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合)		
		3.4 月分		
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×43／100×勤続月数	17,895 千円	任期毎(4年)に支給する。
		給料月額×26／100×勤続月数	9,011 千円	任期毎(4年)に支給する。

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

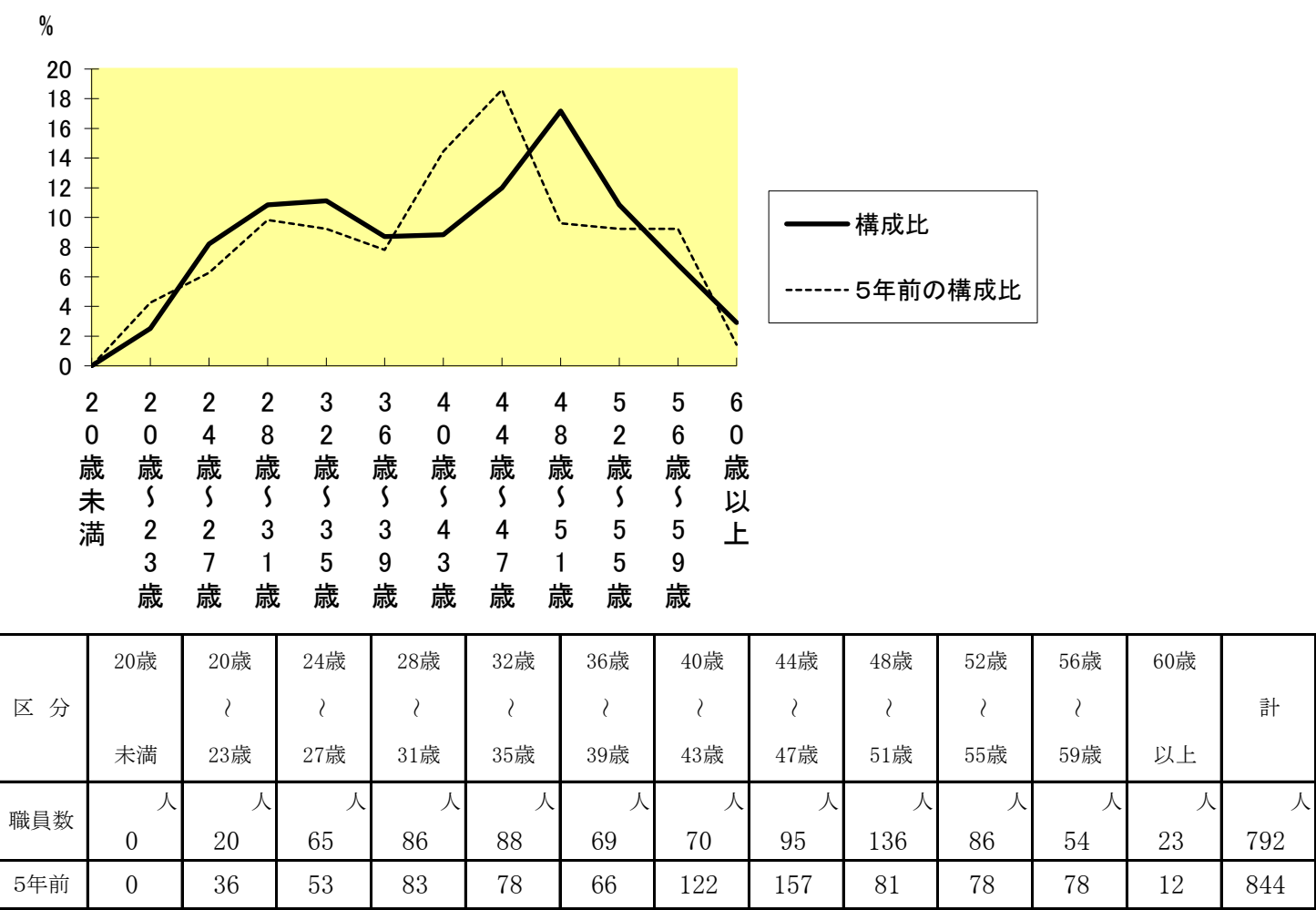
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	組織改編による増員 全体職員数のバランス調整のための減員 組織改編による増員 組織改編による増員 国スポ・障スポに係る工事のための増員
		総務企画	169	174	5	
		税務	30	29	△ 1	
		民生	189	210	21	
		衛生	46	51	5	
		労働	6	6	0	
		農林水産	25	25	0	
		商工	14	14	0	
		土木	52	53	1	
		計	537	568	31	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 64.19 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 59.84 人)
教育部門		115	97	△ 18	組織改編による減員	
消防部門						
小 計		652	665	13	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 75.15 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 77.94 人)	
公営企業計等部門	病院		67	46	△ 21	指定管理移行にによる減員
	水道		23	24	1	全体職員数のバランス調整のための増員
	下水道		13	13	0	全体職員数のバランス調整のための減員
	その他		45	44	△ 1	
	小 計		148	127	△ 21	
合 計			800	792	△ 8	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 89.50 人 職員定数条例の改正 H21.4.1
			[1,010]	[1,010]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。□
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	2,420,368	382,949	81,399	3.4%	3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費25,732千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度	17	66,652	22,464	18,015	107,131	6,302	6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
甲 賀 市	39.8 歳	335,283 円	550,975 円
全国市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

甲賀市（水道事業）				甲賀市（水道・下水道事業以外）			
1人当たり平均支給額（令和5年度）				1人当たり平均支給額（令和5年度）			
1,060千円				1,554千円			
（令和5年度支給割合）				（令和5年度支給割合）			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45月分		2.05月分		2.45月分		2.05月分	
(1.38)月分		(0.98)月分		(1.38)月分		(0.98)月分	
（加算措置の状況）				（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算		5～20 %		役職加算		5～20 %	
管理職加算		なし		管理職加算		なし	

(注) () 内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

甲賀市(水道事業)				甲賀市(水道・下水道事業以外)					
(支給率)	自己都合		応募認定・定年		(支給率)	自己都合		応募認定・定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置					
定年前早期退職特例措置		2～20%加算		定年前早期退職特例措置		2～20%加算			
職員の区分に応じて調整額を加算				職員の区分に応じて調整額を加算					
退職時特別昇給		なし		退職時特別昇給		なし			

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			2,769 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			162,882 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
甲賀市	5 %	17 人	5 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			504 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			45,818 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			64.7 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算) 千円	左記職員に対する支給単価
水道待機手当	上水道課職員	土日待機	504 千円	日額2,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	10,223 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	852 千円
支給実績（令和4年度決算）	9,793 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	700 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 子 10,000円 子以外（配偶者・父母等） 6,500円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までに ある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ	—	2,562 千円	256,200 円
住居手当	月額 16,000円を超える家賃を支払っている職 員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 最高限度月額 28,000円	同じ	—	1,204 千円	301,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負 担し、又は自動車等を使用する職員若しくはこ れら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給（原則6か月の定期券を基礎 とする額により支給） 最高限度額 55,000円 (交通用具使用者) 自動車等の通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円 駐車場等利用料金の1/2（上限3,000円）	同じ	—	1,657 千円	110,467 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員にその職の特殊 性に基づき支給する。 [支給額] 給料表、職階別の定額 49,200円～117,100円	同じ	—	3,539 千円	707,800 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務し た職員に支給する。 [支給額] 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の 100分の25を乗じて得た額	同じ	—	6 千円	6,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 3,345,779	千円 64,426	千円 88,556	% 2.6%	% 2.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費27,866千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B／A	(参考) 全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 19	千円 67,880	千円 20,738	千円 27,804	千円 116,422	千円 6,127	千円 6,023

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
甲 賀 市	39.9 歳	327,310 円	555,382 円
全国市町村平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

甲賀市（下水道事業）	甲賀市（水道・下水道事業以外）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,463 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,554 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20 % 管理職加算 なし

(注) () 内は暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

甲賀市（下水道事業）	甲賀市（水道・下水道事業以外）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 職員の区分に応じて調整額を加算 退職時特別昇給 なし	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算 職員の区分に応じて調整額を加算 退職時特別昇給 なし

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			2,789 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			146,789 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
甲賀市	5 %	19 人	5 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算) 千円	左記職員に対する支給単価
水道待機手当	上水道課職員	土日待機	0 千円	日額2,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	11,568 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	723 千円
支給実績（令和4年度決算）	10,862 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	724 千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 子 10,000円 子以外（配偶者・父母等） 6,500円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までに ある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ	—	1,878 千円	268,286 円
住居手当	月額 16,000円を超える家賃を支払っている職 員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 最高限度月額 28,000円	同じ	—	672 千円	336,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負 担し、又は自動車等を使用する職員若しくはこ れら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者) 運賃相当額を支給（原則6か月の定期券を基礎 とする額により支給） 最高限度額 55,000円 (交通用具使用者) 自動車等の通勤距離に応じて支給 2,000円～31,600円 駐車場等利用料金の1/2（上限3,000円）	同じ	—	1,630 千円	108,667 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員にその職の特殊 性に基づき支給する。 [支給額] 給料表、職階別の定額 49,200円～117,100円	同じ	—	2,173 千円	724,333 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前 5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務し た職員に支給する。 [支給額] 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の 100分の25を乗じて得た額	同じ	—	4 千円	2,000 円